

令和３年度第２回小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に 関する審議会

令和４年２月１６日（水）午後２時１５分

小笠原村役場本庁会議室Ａ

小笠原村母島支所大会議室

その他

webexによるオンライン会議

１ 開会

２ 議題

議題第１号 犬の繁殖を防止するための措置等について（諮問）

３ その他

3 小笠原環第 5 9 6 号

令和 4 年 2 月 1 0 日

小笠原村愛玩動物の適正な飼養

及び管理に関する審議会

会長 堀越 和夫 殿

小笠原村長 渋谷 正昭



小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例の規定による諮問について

小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

犬の繁殖を防止するための措置等について

2 諮問理由

犬の繁殖を防止するための措置等については、条例附則第 8 項において「村長は、村内の犬の飼養状況等を勘案し、犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」としている。

犬の繁殖を防止するための措置等について、猫に関して規定している「個体を識別するための措置」、「繁殖を防止するための措置等」及び「飼養上限数」と同様の規定を、犬についても規定すべきか否か、また、規定するべき場合はその内容に関するご意見をお伺いする。

以上

○ 犬の適正飼養に関する検討の経緯

＜条例制定等の経緯＞

- ・令和 2 年 3 月議会 条例制定
- ・令和 3 年 3 月議会 条例一部改正
- ・令和 3 年 4 月 1 日 条例施行

＜令和 2 年 3 月議会に提出した条例素案（参考資料 1）＞

令和 2 年 3 月村議会に提出したペット条例素案においては、下記の第 9 条別表のとおり犬についてもネコと同様マイクロチップ装着、生殖を不能にする手術、飼養上限数を規定していた。

しかし、同議会における「ネコのように現時点では生態系への影響がない中で、今後、小笠原での犬の繁殖を完全に制限することを危惧する」という村議員からの意見を受け、これらの規定を条文から削除し「規則で定める愛玩動物」に含め、個別具体的に検討するものとした。

また、犬の繁殖を防止するための措置等については、条例附則第 8 項において「村長は、村内の犬の飼養状況等を勘案し、犬の繁殖を防止するための措置等に関する検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」とした。

【令和 2 年 3 月村議会提出時条例素案第 9 条関係別表（見え消しは削除箇所）】

別表第 2（第 9 条第 3 項関係）

愛玩動物の種類	個体を識別するための措置
犬	狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 3 項及び同法第 5 条第 3 項の規定によるほかマイクロチップ（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 2 第 1 項に規定するもの。以下同じ）の装着
猫	マイクロチップ及び首輪の装着
規則で定める愛玩動物	規則で定める個体を識別するための措置

別表第 3（第 9 条第 4 項関係）

愛玩動物の種類	繁殖を防止するための措置等
犬	生殖を不能にする手術
猫	生殖を不能にする手術
規則で定める愛玩動物	規則で定める繁殖を防止するための措置等

別表第 4（第 9 条第 5 項関係）

愛玩動物の種類	飼養上限数
犬	5
猫	5
規則で定める愛玩動物	規則で定める飼養上限数

（＊別表 2 のうち、狂犬病予防法第 4 条第 3 項は「犬の鑑札」、第 5 条第 3 項は「狂犬病予防注射済票」の装着を義務付ける規定。）

＜令和３年３月議会における条例一部改正（参考資料１）＞

犬をはじめその他のペットの個体識別の措置、繁殖防止の措置及び飼養上限数等は、それぞれの種に応じて個別具体的に検討し規定することが想定されたため規則に委ねるものとしていたが、猫以外のペット、特に犬の適正飼養に関する取扱いは審議会で検討し、議会を通し条例で定めることが望ましいとし、条例施行前に条例の一部を改正し、「規則で定める愛玩動物」についての文言を条文から削除した。

【現条例 第９条関係別表（見え消しは削除箇所）】

別表第２（第９条第３項関係）

愛玩動物の種類	個体を識別するための措置
猫	マイクロチップ及び首輪の装着
規則で定める愛玩動物	規則で定める個体を識別するための措置

別表第３（第９条第４項関係）

愛玩動物の種類	繁殖を防止するための措置等
猫	生殖を不能にする手術
規則で定める愛玩動物	規則で定める繁殖を防止するための措置等

別表第４（第９条第５項関係）

愛玩動物の種類	飼養上限数
猫	５
規則で定める愛玩動物	規則で定める飼養上限数

○犬の登録状況（令和４年２月１日現在）

飼養世帯：５１世帯。 ２頭飼養６世帯、３頭飼養１世帯

登録頭数：５９頭。 父島５４頭、母島５頭。 オス２９頭、メス３０頭。

避妊去勢：去勢済み：２０頭（６９％）、避妊済：１９頭（６３％）、全体６６％

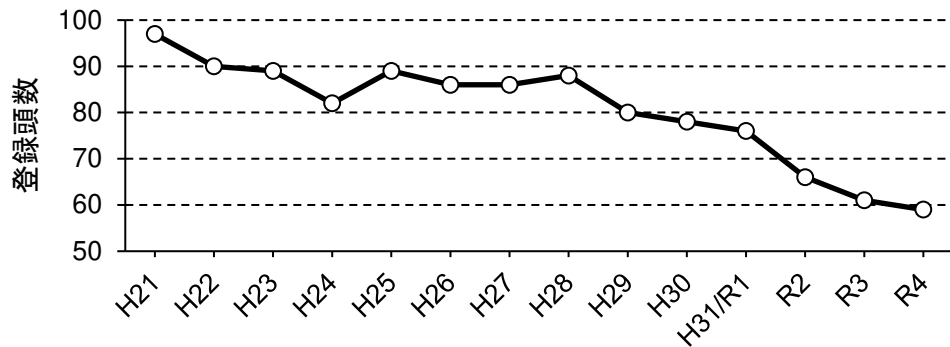
ＭＣ装着：３９頭（６６％）

避妊去勢及びＭＣ装着済：２４頭（４１％）

島	品種	オス	メス	年齢	サイズ	ＭＣ装着	避妊去勢	飼養形態	R4.4以降登録
父	雑種		1	11	大		済	室内	
父	ボーダーコリー		1	13	中	済		室内	
父	雑種	1		5	中	済	済	室内外	
父	ボロニーズ	1		4	小	済	済	室内	
父	チワワ		1	16	小			室内	
父	雑種(ポメラニアン×チワワ)	1		9	小	済	済	室内	
父	トイプードル	1		17	小	済	済	室内	
父	雑種(ゴールデン×コーギー)	1		8	中			室内	
父	チワワ	1		15	小	済	済	室内	
父	ウェストハイランドホワイトテリア	1		13	小	済	済	室内	
父	ボストンテリア	1		5	小		済	室内	
父	ジャックラッセルテリア	1		7	小	済		室内外	
父	ミニチュアダックスフント	1		16	小		済	室内	
父	雑種(マルチーズ×プードル)		1	10	小	済	済	室内	
父	雑種		1	1	小	済		室内	○
父	トイプードル		1	4	小		済	室内	
父	ブルドック	1		6	中		済	室内	
父	シーズー	1		不明	不明			室内	
父	ミニチュアダックスフント		1	14	小	済	済	室内	
父	ダックスフント	1		17	小	済		自宅外屋外	
父	雑種	1		11	中		済	屋外	
父	柴犬		1	5	小		済	室内	
父	雑種	1		8	不明		済	室内	
父	雑種	1		5	中	済	済	室内外	
父	ミニチュアピンシャー		1	15	小	済	済	室内	
父	チワワ		1	2	小	済		室内	
父	ゴールデンダウードル		1	4	大	済	済	室内	
父	ベルジアンターピュレン		1	14	中	済	済	室内	
父	バグ	1		5	小	済	済	室内	
父	ボーダーコリー		1	10	中	済		室内外	
父	トイプードル		1	8	小			室内	
父	フラットコーテッドレトリバー		1	7	大			室内	
父	オーストラリアンシェパード		1	13	中	済	済	室内	
父	ジャックラッセルテリア		1	15	小	済	済	室内	
父	豆柴	1		4	小	済	済	室内	
父	ミニチュアダックスフント		1	14	小	済	済	室内	
父	ベキニーズ		1	11	小		済	室内	
父	柴犬	1		10	小	済	済	室内	
父	雑種		1	12	中		済	屋外	
父	雑種	1		11	中	済	済	室内	
父	雑種		1	6	小	済	済	室内	
父	チワワ	1		13	小	済	済	室内	
父	マルチーズ	1		15	小			室内	
父	トイプードル	1		4	小		済	室内	
父	ボーダーコリー	1		6	中	済		室内	
父	トイプードル		1	11	小			室内	
父	トイプードル	1		6	小		済	室内	
父	トイプードル		1	5	小	済	済	室内	
父	雑種(マルチーズ×トイプードル)		1	4	小	済	済	室内	
父	コーギー		1	10	中	済	済	室内	
父	ウェルシュコーギー		1	4	中	済		室内	
父	ウェルシュコーギー	1		1	中			室内	
父	雑種		1	1	中	済		室内	○
父	雑種		1	4	小	済		室内	○
母	秋田犬		1	7	大	済	済	室内	
母	柴犬		1	7	小	済	済	室内	
母	ラブラドル	1		17	大	済		自宅外屋外	
母	雑種(チワワ×ダックス)	1		6	小	済	済	室内	
母	豆柴	1		6	小	済		自宅外屋外	○

台帳データの集計結果

ペット条例における飼養登録の情報を利用して、村内のイヌの飼養状況を分析した。



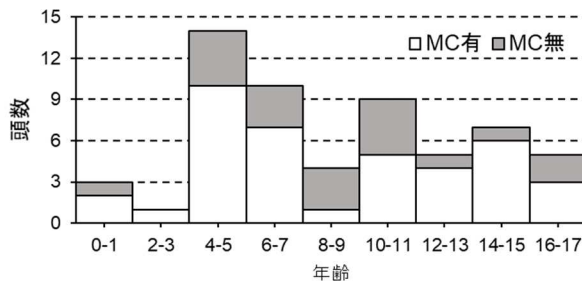
畜犬登録数の推移（各年3月の登録数（令和4年は2月1日時点））

表：イヌの登録状況と動物対処室及び母島の獣医師受診状況

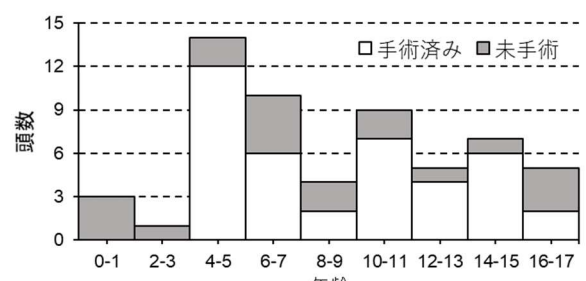
年度末時点	父島			母島※4		
	2017年度	2020年度	2021年度	2017年度	2020年度	2021年度
台帳登録数	68	58	54	10	3	5
新規登録数	7	4	3	0	0	1
登録世帯数	54	49	46	10	3	5
最大多頭飼養数	7	3	3	1	1	1
マイクロチップ装着率	67.6%	60.3%	62.9%	90.0%	100%	100%
避妊去勢率	—	70.7%	66.6%	—	66.7%	60.0%
飼い主受診率（累積）※1	48.1%	95.9%	93.5%	80.0%	100%	100%
狂注接種率※2	—	—	96.3 % (6)	—	—	100%

※1：動物対処室及び母島における獣医師の受診状況（台帳抹消のネコ、イヌ除く）

※2：接種率には猶予を含み、カッコ内は猶予の件数を示す



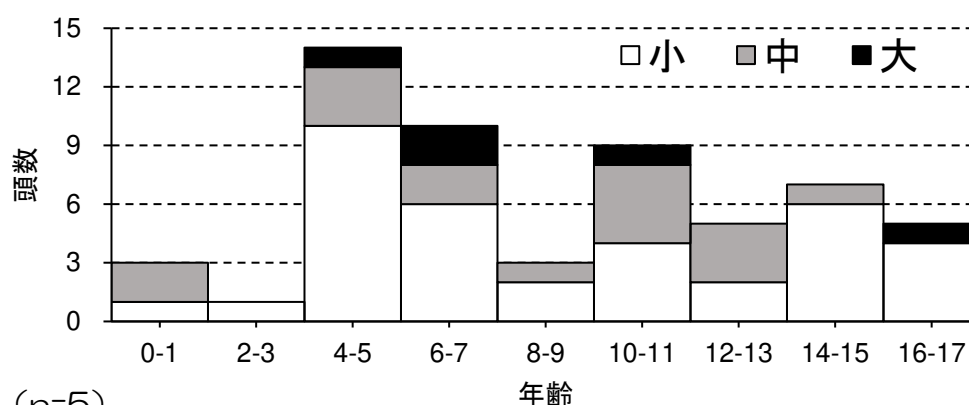
年齢クラス別の MC 装着の有無 (n=58)



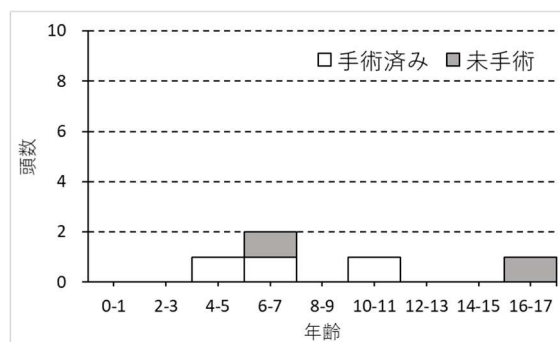
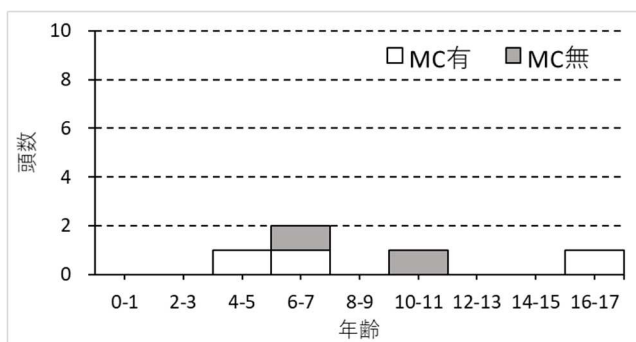
年齢クラス別の避妊去勢手術施術の有無 (n=58)

村内の畜犬登録数は減少傾向である。MC 装着無し、避妊去勢未手術の個体はほぼ全ての年齢クラスに存在している。

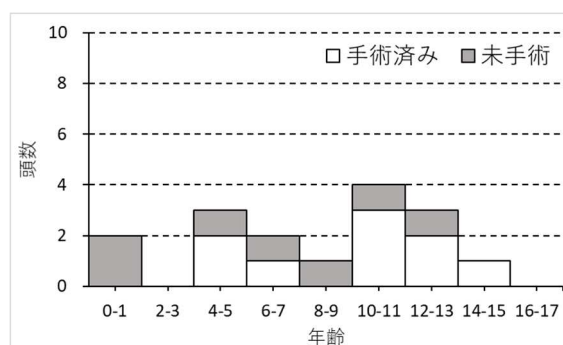
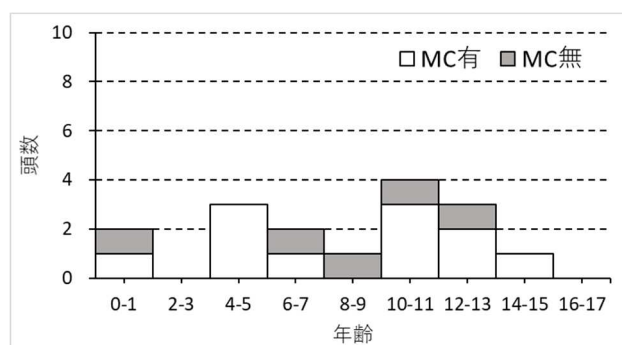
・サイズ別の年齢組成 (n=57)



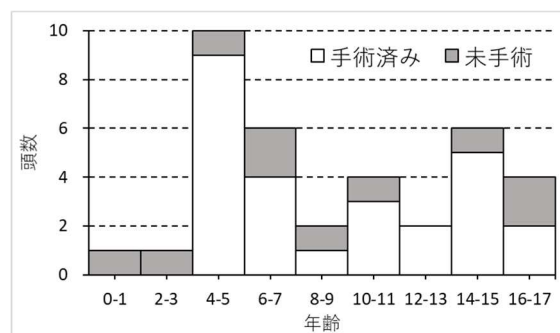
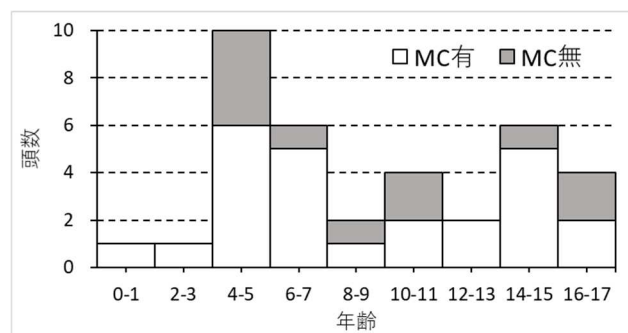
○大型犬 (n=5)



○中型犬 (n=16)



○小型犬 (n=36)



飼いイヌのサイズ別の頭数は、小型犬 (63.2%)、中型犬 (28.1%)、大型犬 (13.5%) の順で推移した。サイズに関わらず、広い年齢クラスに MC 未装着と未手術の個体が存在する。

イヌの飼い主へのヒアリング調査

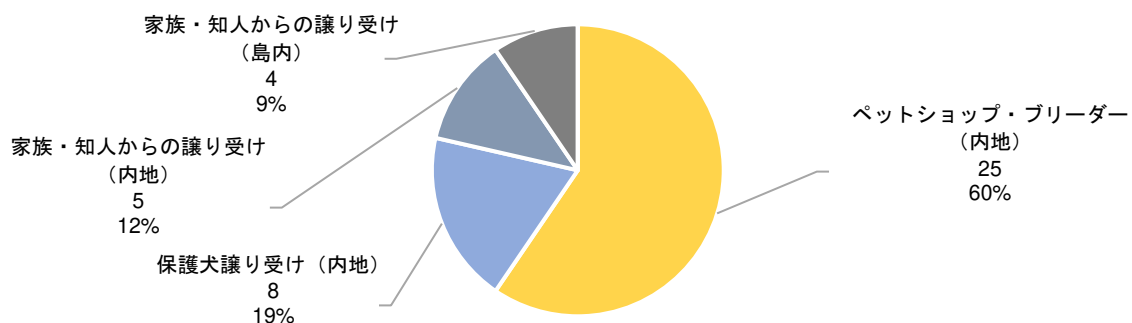
小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（ペット条例）において、イヌの適正飼養に関する規定を定めるにあたり、イヌの飼い主の意向を把握するためにヒアリング調査を行った。

調査概要

- 【対 象 者】 小笠原村でイヌを飼養する世帯（51 世帯）
- 【調査方法】 電話によるヒアリング
- 【調査期間】 令和 3 年 12 月下旬～令和 4 年 1 月末まで
- 【回収状況】 40 世帯
- 【回 答 率】 78.4%

結果概要

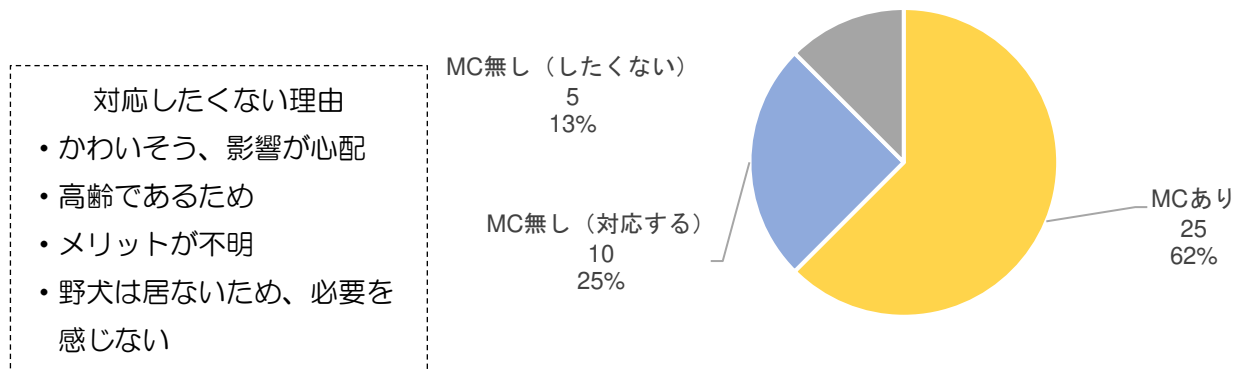
問1 イヌの入手経路



問2 イヌの飼養頭数の上限（5頭より多く飼いたいのか）

- ・あり 2.5%（1 件）
 - 繁殖を希望しており、子犬が産まれた場合 5 頭を超える可能性があるから（現在、3 頭飼養中）
- ・なし 97.5%（39 件）

問3 MCの義務化（MCの有無、義務化した場合に対応可能か）



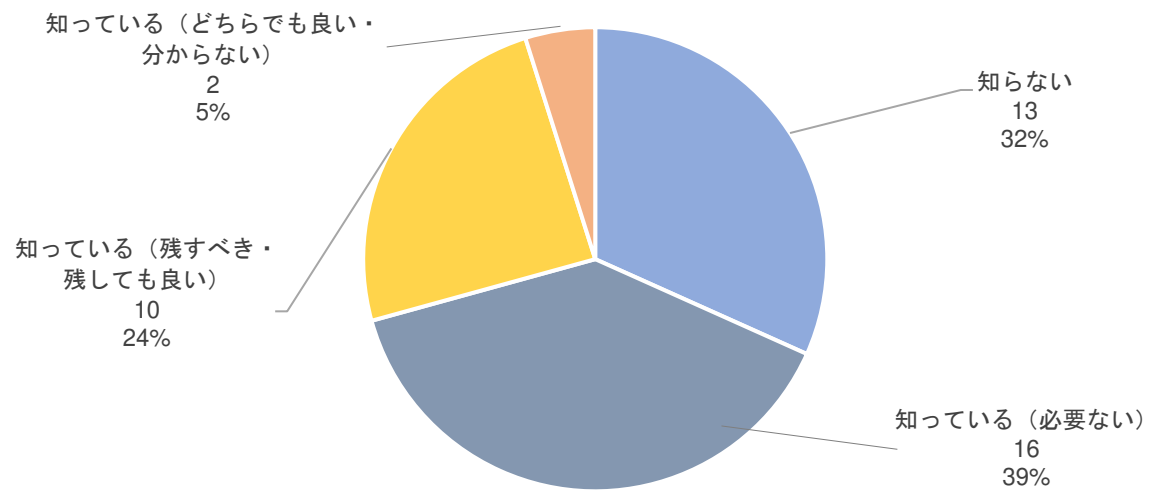
問4 避妊去勢手術の義務化（避妊去勢手術施術の有無、手術をしてない理由）

- 手術済み 69.0%（29 件）
- 未手術 31.0%（13 件）

手術をしていない理由

- 内地で手術するハードルが高い
- 派遣診療を当てにしていた
- 高齢であるため（2件）
- 体が小さいから
- 前の飼い主が手術していなかったため
- 繁殖を希望している
- かわいそう（2件）
- 自然な状態で飼いたい（2件）
- 繁殖が起きる機会が想定できない（2件）
- 手術を予定している（2件）
- まだ手術ができる年齢に達していないため

問5 島イヌ文化について（知っているか、繁殖させられる環境を残すべきか）



問6、7 イヌの飼い方

- ・室内飼養 82.5%（33 件）
- ・室外・その他（犬小屋、柵、ベランダ、倉庫など） 17.5%（7 件）
- ・散歩は朝・夕の 1 日 2 回、家の周囲や海岸、街中が大半を占めた。

問8 災害への対応

- ・同行避難の認知度 82.5%（33 件）
 - ・防災対策をしている 42.5%（17 件）
- フードやペットシーツのストック、ケージへ入れるためのトレーニング等。

問9 飼えなくなった時の引き取り先

- ・引き取り先がある 45.0%（18 件）
- 島内外の知人や親族という回答がほとんどであった。

問10 イヌの飼養に関するトラブルの有無

- ・困ったことやトラブルがあった 52.5% (21 件)

- ・ペットが病気になった時が大変。
- ・上京する時に家族全員でいけない。
- ・内地（緊急時含む）に行く際に世話を頼まないといけない。（2件）
- ・船の移動や内地でのペットホテルなどの手配が大変。
- ・ははしま丸での移動が大変。
- ・たまに脱走するが、すぐに回収している。
- ・散歩中にノーリードのイヌに襲われた。
- ・観光客に飛びかかった。
- ・前の犬が他の犬とけんかし、止めに入った人を噛んだことがある。
- ・前の犬が誤って脱走し、近所のニワトリを襲ったり、他の犬に襲われたりした。
- ・浜でノーリードにしたら、他の人に吠えてしまい、棒で叩かれた。
- ・放して遠くに行ってしまったことがある。
- ・災害時の避難の判断、避難所での対応。（4件）
- ・街中や公園に犬の糞があり、マナーの悪い飼い主がいる。（2件）
- ・トイレトレーニングやしつけ。（2件）
- ・避妊去勢手術や外科手術が島内でできないこと。
- ・対処室の獣医師はなんでも病気にする印象がある。

問11 自由意見（21 件）

- ・対処室の診療代が高い。
- ・対処室があり、助かっている、安心だ。（2件）
- ・島の規模を考えると対処室は十分であると感じる。
- ・対処室で犬の避妊去勢手術を出来るようにして欲しい。（3件）
- ・船での移動がストレスとなるため、島で処置できる内容が増えると良い。
- ・船にペットと一緒に寝ることができる場所があると有り難い。
- ・派遣診療を再開して欲しい。
- ・避妊去勢手術は義務化した方が良く考える。
- ・最小限のルールであまりガチガチにならない方が良く感じている。
- ・ペットに関する規制が厳しくなっていると感じる。
- ・ルールが増えて面倒だと思っている。
- ・飼い主の会がもっと活用されると良い。
- ・糞の始末などのマナーが悪い飼い主がいる。
- ・外でイヌ、ネコと出会わなくなったことはさみしい、もっといた方が良い。（2件）
- ・ドッグランが欲しい。（2件）

○ 国や他地域における犬の適正飼養に関するルールの制定状況

【頭数制限】

10 頭以上の場合に届出を求める事例が見られる。

※動物愛護管理法では、第二種動物取扱業者に対し、10 頭以上の犬を飼育する場合には、届出を義務づけている。

【マイクロチップ装着】

努力義務としている事例は見られるが、義務規定としている事例はない。

※動物愛護管理法では、令和 4 年 6 月 1 日から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化される。

【繁殖制限】

言及している自治体も多いが、全て努力義務となっている。避妊去勢手術を実施した場合には、補助金を交付している例がいくつか見られる。

※先進的な例として、「甲府市動物の愛護及び管理に関する条例」では、10 頭以上の多頭飼育者には繁殖制限を義務化している（一部例外あり）。

○ 他地域における野犬化や災害時の逸走の事例

<野犬化等の例>

- ・奄美大島…遺棄されたペットや猟犬が由来と考えられるノイヌの捕食によりアマミノロウサギ、アマミトゲネズミ、ケナガネズミ等が被害にあっている。奄美大島の森林では現在までにイヌの繁殖は確認されていないが、ペット等の管理の甘さがノイヌの供給源となっている。

出典：亘ら、保全生態学研究 12:28-35 (2007)「奄美大島の森林におけるイヌの食性：特に希少種に対する捕食について」

- ・沖縄島やんばる…遺棄され野生化したことや放し飼いで飼育されているイヌやネコにより野生生物が捕食され、在来種の個体数や生息状況に大きな影響を与えている。

出典：安里，伊澤，哺乳類学 60(2):191-210(2020)「沖縄島におけるトガリネズミ科およびネズミ科動物の毛の形態による種判別法の検討」

- ・屋久島…猟犬、愛玩動物・家畜などとして持ち込まれ飼育されていた個体が野外へ逃げ出したか、あるいは遺棄されたことによりノイヌとなったものと考えられる。ヤクシカの捕食等が見られている。ノイヌは屋久島の他、北海道東部、日光、丹沢、対馬などでシカの捕食者となっている。

出典：辻野，揚妻-柳原，保全生態学研究 11:167-171 (2006)「鹿児島県屋久島の森林で発見された外来哺乳類ータヌキ・ノイヌ・ノネコ・ヤギ」

- ・三宅島雄山噴火災害（東京都，2000 年）…東京都、東京都獣医師会の連携により、全島民避難に伴うペット同行避難が行われたが、島に残った猫への給餌活動により、島内の猫の数が急激に増えた。

- ・東日本大震災（岩手県、宮城県、福島県など，2011 年）…地域に残された動物の侵入による家屋の破損や汚損、群れた動物による人への威嚇、繁殖がコントロールできない繁殖状況が生じ、自然環境や公衆衛生環境への影響等の問題が生じた。

出典）「人とペットの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範（環境省，令和 2 年 3 月）」より

<災害時の例>

- ・東日本大震災時、被災各県では人命に加えて多数のペットの命も犠牲となった。
 - ・また、命は助かったものの負傷したり、避難する際に飼い主と離ればなれとなり、放浪状態となったペットも多数あったことがわかっている。
 - ・飼い主不明として動物救護施設に保護収容されたペットのうち、首輪や迷子札等の何らかの所有者明示等を装着していた犬は 699 頭であった。
 - ・そのうち、迷子札や鑑札等を装着していた個体については、全て飼い主が判明したが、首輪のみの個体については、飼い主が判明した割合はわずか 0.5%に留まった。
- ※青森県、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、郡山市、いわき市、茨城県、栃木県、千葉県へのアンケート結果による

表 所有者明示等の表示物の装着状況

10 県市（自治体 A）対象		装着頭数	装着により 飼い主が判明した 頭数と割合	
犬	首輪のみ（迷子札なし）	614	3	（0.5%）
	迷子札	4	4	（100%）
	鑑札・狂犬病予防注射済票 （どちらか一方または両方）	81	81	（100%）
	マイクロチップ	注 1	注 1	（0%）
猫	首輪のみ（迷子札なし）	39	0	（0%）
	迷子札	0	—	—
	マイクロチップ	0	—	—

注 1： マイクロチップを装着していたものの AIPO*への登録がされていなかったために飼い主が判明しなかった事例あり。

出典）「東日本大震災における被災動物対応記録集（環境省，2013 年）」

○ 令和2年3月13日（金）開催 総務委員会 速記録一部抜粋

◆委員（清水良一君） 今回、このペット条例は岡島課長からも各議員に個別にいろいろ丁寧に説明を受けてまいりました。村民の説明会も開き、確かに世界遺産であるこの島にとってある程度のルールをつくっていかなくてはいけないということは、村民の皆様もかなり理解している部分だと思います。この条例については反対するものではないんですが、ただ、1点だけ気になる部分がございます。

人とペットと野生動物の共存ということで、人がいる以上、そういった問題が出てくるんだと思います。人とペット、愛玩動物という日本語訳があるんですが、特に今回、条例の中で、犬、猫がペットという形で、あとは規則なり何なりで決めていくということなので、特に犬と猫というのは非常に人間に関わりの深い動物であるということを改めて理解するわけでございますが、はっきり言って、人とペットの関係で重要な点があるわけですが、ペットというのは生き物、この生き物を飼うという上で、子供たちにとって情操教育、環境教育の中で一概に重要な時期というのが繁殖、子供を産むとき。そして死ぬまで面倒を見るというライフサイクルの中でいろいろな問題が起き、そしていろいろな感情を受けながら子供や大人も含めて学んでいくというのがあってと思います。

その部分で、まず第5条第3項で飼い主の責務ということで、飼養個体をみだりに繁殖させてはならない。みだりに繁殖させてはならないというのは、村民の皆様も非常に理解している部分かと思えます。さらに、第9条で義務ということで、お願いから義務へということで、犬、猫繁殖制限ということで避妊去勢手術を義務化することが出ております。ここが私は非常に引っかかる部分です。確かに猫の生態を見れば、自分らで野生化して生きていく力を持っている生き物なので、この島で非常に問題が起きてしまったため。致し方がないかなという感じはします。

一方、犬について、岡島課長も言っておられますが、ほかのエリアではそういう野生化した問題が起きているということなんですが、この島においては人間が来て200年ぐらいたつ中で、そういった事態が、私も勉強不足かもしれませんが、起きていたとは感じられない部分ではございます。そして、なおかつこの15年ぐらいたつ間にそういったことが起きているかというのと、起きていないとは思っておるんですが、実際問題、この島で生まれた犬を飼ってられる方が今はいるかというのと、今はいません。この島で生まれた犬は、今いない状況です。

私が来たばかりのときは島犬というのがいて、どこかで生まれると地域コミュニティ力で、誰々がもらってとか、そういった形で島犬というのを飼っていた時代もあります。そして、その後、島犬と呼ばれている犬がいなくなったときでもたまたま生まれたりして、それを飼う、そういったことが起きていました。この15年間、そういうことが起きていないということは、各島民の方たちに相当理解していただいて、繁殖するというのに対してちゃんと責任を持って、繁殖させてはいけないということが行き渡っている状況ではあると思います。

未来永劫、繁殖は駄目だというのはなくて、犬、猫というのは愛玩動物を超えてパートナーだと思っている方たちもおられます。この犬がすごくかわいいのでこの犬の子孫を未来永劫伝えていきたいという方が出る可能性もあるのではないかと私は思っているんです。なかなか、それは今の現状では難しいです。私も犬を飼っていますが、去勢しています。そういったようなことで、この部分、将来、全くここで繁殖できない島にするというのに危惧を感じるんですが、その辺についてもう一度、お聞きしたいと思います。

◎環境課長（岡島一徳君） 犬の避妊去勢手術の義務化に関しましては、先ほどのパブリックコメントでも同じようなご意見を頂いております、改めて私のほうでも考えたところではございますけれども、今、影響がないからといって、今後影響がないとも言いきれないなところがございます。ただ、そういったところをどう捉えるのかということ、今回もいろいろご意見を頂い

て改めて考えたいなとは思っております。また、運用の面からこの課題を考えたときに、犬だけ避妊去勢、いわゆる繁殖制限をしないということになった場合、ほかのペットはなぜやらなくてはいけないのか、なぜ犬だけいいのか、今回、猫と犬だけ載せておりますけれども、今後ほかのペットの繁殖制限の措置を十分追加していく可能性があります。そのときに犬が前例となる可能性がございますので、その点、どのように運用していかなければならないか、そこは少し整理が必要かなというふうに考えております。

◆委員（清水良一君） その辺が、今回の条例だけではなくて、規則で臨機応変に決めていくという部分でやっていただければありがたいなと逆に感じるわけですが、この繁殖制限、まずは登録した犬、猫のみと。ただ、努力義務というふうに書かれております。はっきり言うと、猫についてはそういう事例があったと、確かにそういう生態系に対してインパクトがあったということで、島民の方たちも納得して、今、その方向で動いていられると思います。

だから、もし今後、犬、猫以外にもそういう問題があれば、これは駄目だよということは受け入れていく部分だと思います。現状、犬についてそういうことが起きているかというのと、そうではないのであれば、規則でそういった形で決めるということもできるのではないかと逆に感じるわけです。

自然を保護するとか、自然を敬って守る、そういう仕事をされる方たちの多くが最初に、動物と触れ合って、犬の子供、猫の子供を自分で飼うとか、そういったことをしている方が非常に多いのではないかと、私もその一人で、子供のころに犬がかわいくて、もらってきて犬を飼って、そして、最初はかわいがっていたんだけど、あとはだんだんほったらかしにして怒られたりとか、そんなことをしながら生き物というのはずっと飼わなくてはいけないと、そういうことを教えられながら、そして動物に興味を持ち、そういう勉強をまいりました。

そういうことで、自然保護というのは、まずは一番身近なペットとか、そういったものから始まるということは考えていただいて、今後、未来の私たちの子供たちの次世代に対して、そういうチャンスを残せるような条例にしていきたいと思います。

◆委員（清水良一君） 規則の部分で、今回、犬、猫のみということで、例えば猫のみとかという形で臨機応変にできるかどうか、お聞かせいただきたい。

◎環境課長（岡島一徳君） 規則に委ねて臨機応変に、柔軟にできるかどうかということにつきましては、技術的には可能でございます。

◆副委員長（金子隆君） それでは、パブリックコメントの内容について1つ質問させてもらいます。ページ数2と書いてあるところですかね。番号で5、岡島課長からも説明があったところで

す。規則が村長のみの裁量で決定するようになっている、住民の権利を制限する決定に対して住民の意思を反映することができないということに関して、考え方という答えの中で、犬、猫以外の全てのペットを条例により持込禁止をした上で、規則により特例的に持込みを認めるペットを指定するものだとすることで、住民の権利を制限するものではないというふうにあるんですけど、これは逆に読むと逆も可能というふうに読めてしまうんですけど、認めたものをこの規則によって

駄目とすることが可能という意味ですよね。ですから、この答えだけだと不十分かなというふう
にイメージを持ったんですけれども、いかがでしょうか。

◎環境課長（岡島一徳君） 今のご指摘でございますけれども、第6条を改めて読ませていただき
ますと、何人も、次の各号に掲げる愛玩動物を除き、村外から村内への愛玩動物の持込みをしては
ならないということにしております。原則、ペットの持込みは禁止するというのがこの条文になり
ます。なので、禁止すると、逆にそのようにも読めるのではないかとということですが、前提
として既に禁止をしておりますので、あくまで制限の緩和というところでこの規則が生きてきてい
るというふうに私は捉えております。答えになったかどうか。

◆副委員長（金子隆君） そのとおりなんですけれども、第6条には次の各号に掲げる愛玩動物を
除きというふうに書いてあるので、各号に掲げる愛玩動物をこの規則でコントロールできるとい
う、それは権利の制限をコントロールするというふうに私は捉えたんですけれども、いかがでしょ
うか。

◎環境課長（岡島一徳君） 緩和するということでは、確かにそれもコントロールには含まれる
と思います。

◆副委員長（金子隆君） 再び第6条絡みのことで意見に近いですが、パブリックコメント
にも上がっておりまして、先ほど岡島課長からも課題としてある、村議会での審議によるところに
なっている、規則に委ねるかどうかということ、関連して審議会の在り方というのも先ほど幾つか
意見が出ていたかと思えます。

これは私の考えですけれども、審議会の在り方が、今はっきりと決め切れない中ですが、
例えば審議会が審議した内容、審議会で答申された内容と村長が違う方針を示した場合に、そこで
異議を唱えることができるのはやはり議会であろうと考えております。であると、今のこの制度の
つくり方だと、そこでプレーキをかけることがどうも難しそうな制度に見えますので、ここは条文
化しておくべきかなというのが私の考えです。もしくは議会の議決を経るような形。そうすると同
じような意味合いになるかもしれないんですけれども、最終的に議会がどこかで関われるような制
度にしてもらいたいというのが私の意見です。

以上です。

◎副村長（渋谷正昭君） 今日には総務委員会という場ですので、ご意見を頂くという前提で聞いて
おりますので、今のご意見も承りながら検討したいと思います。

○委員長（安藤重行君） 最終的に議会がそこに少し介在できるような場を設けてほしいというこ
とで、そういう話でよろしいでしょうか。

○ 令和3年3月18日（木）開催 総務委員会 速記録一部抜粋

◎環境課長（嶋太郎君）

条例の一部改正（案）についての報告

続いて、オ、別表第2、（第9条第2項個体識別措置、第3項繁殖防止措置等、第4項飼
養上限数）関係でございます。別表で定める愛玩動物の種類中「規則で定める愛玩動物」及
び「規則で定める個体を識別するための措置」「規則で定める繁殖を防止するための措置
等」「規則で定める飼養上限数」に関し、規則を制定し定めるとしておりますが、条例内に
規定することに改め、削除いたしました。改正内容に関しては以上でございます。

○ 自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令等の施行について

施行日：平成 18 年 1 月 1 日

内容：

近年、人為的な植物の植栽や動物の放出（以下「動植物の放出等」という。）により国立公園等の優れた景観や自然環境に影響を及ぼしている事例が大きな問題となっており、また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の国会における附帯決議においても、在来種の国内移動による生態系等への被害防止について自然公園法等を活用した規制強化が求められている。

以上を踏まえ、動植物の放出等による優れた景観や自然環境への被害を未然に防止するため、国立公園又は国定公園の特別保護地区内において許可を要する行為として、「木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと」及び「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」を加えるとともに、原生自然環境保全地域において許可を要する行為として、「動物を放つこと（家畜の放牧を除く。）」を加えるものである。本改正により、既存の規制ともあいまって、国立公園又は国定公園の特別保護地区及び原生自然環境保全地域では、原則として全ての動植物の放出等が規制されることとなる。

解釈：

・「動物を放つ」の「放つ」とは、人間の管理下を離れて自由に行動し得る状態に置くことを指す。従って、動物を鎖やリードにつないだまま連れ歩く、建物内に閉じこめて飼養する等により、当該動物が直接的に人間の管理下におかれ、行動の自由を制限されている場合は、規制の対象とはならない。

なお、このことは、他の利用者や野生動物への配慮の観点から各地で実施されてきたペットの連れ込み登山等の自粛要請を今後利用者に対して行うことを妨げるものではない。また、ペットを連れての公園利用を罰則をもって禁じる必要がある場合は、利用調整地区等の指定により対応することが考えられる。

・動物が「人間の管理下を離れて自由に行動し得る状態に置かれている」か否かは、当該動物の性状、動物を放つ態様及び目的等を総合的に考慮し、特別保護地区における景観の維持に実質的な影響を及ぼすおそれのある行為か否かで判断することとなる。例えば、良く訓練された介助犬のリードを一時的に手放し、介助犬を飼い主の近くで休ませているような場合は「放つ」には当たらないと解釈される。